

一般社団法人兵庫県薬剤師会長 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課いのち対策室長
兵庫県精神保健福祉センター所長

**新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた自立支援医療（精神通院医療）及び
精神障害者保健福祉手帳の臨時的な取扱いについて（お知らせ）**

平素より本県精神保健福祉施策の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医学的観点からは急を要さない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和2年4月30日付健発0430第3号障発0430第5号厚生労働省健康局長 社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月24日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）等の国通知等を踏まえ、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の更新手続について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、本取扱いについては、指定自立支援医療機関へも別途通知をしておりますことを申し添えます。

記

1. **新型コロナウイルス感染症に係る自立支援医療（精神通院医療）の臨時的な取扱い**
 - (1) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者有効期間の満了日を原則として1年間延長することとします。（手続きは不要です）
 - (2) 受給者証について
現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用しますので、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者の有効期間の満了日は、原則として1年間延長して読み替えてください。
 - (3) 次回の診断書の提出時期について
当該期間内に予定されていた更新の申請時に診断書が必要であった受給者、不要であった受給者ともに、本来の診断書の提出予定時期から1年遅らせることとします。
 - ・本来診断書の提出が**必要**であった受給者（受給者証「診断書 無」の受給者）
→**次回**申請時に提出
 - ・本来診断書の提出が**不要**であった受給者（受給者証「診断書 有」の受給者）
→**次々回**申請時に提出（次回の申請時の提出は不要）
 - (4) 既に更新に係る診断書や申請書類を作成している場合
従前どおり申請が可能です。ただし、不要な外出を避けるため、郵送により申請書等の送付をしていただくことが可能です。

特例の取り扱いとして、本来診断書の提出が不要であった受給者については、次の診断書の添付は不要となります。診断書は次々回の更新時に添付してください。

(5) 新規申請・変更申請等の取扱いについて

現に対象受給者に交付されている受給者証の記載事項等（所得区分等）に変更が生じた場合は、通常どおりの取り扱いとなります。ただし、不要な外出を避けるため、郵送により申請書等の送付をしていただくことが可能です。

2. **新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の臨時的な取扱い**

(1) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える方のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方については、精神障害者保健福祉手帳交付申請書(様式第9号)の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとします。（通常の更新と同様、有効期限は更新の日から2年後）

医師の診断書の提出を猶予した場合、障害等級は、従前の等級によるものとします。

(2) 1年間の猶予期間中に診断書を提出してください。

診断書を提出いただきましたら、精神保健福祉センターにおいてその判定を行い、等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな等級の手帳を交付します。

(有効期限は、診断書なしで更新した有効期限までの間の残期間有効となります)

※1年を超えて診断書の提出がない場合、有効期限内であっても、手帳は失効します。

2の(4)「手帳の更新の方法等について」にあるとおり、現行においても、有効期限を超過した更新申請手続が可能であることから、ご本人の状況に合わせたご対応をいただきますよう、お願いいたします。

(3) 年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおりの手続を行ってください。

(4) 手帳の更新の方法等について

手帳の更新申請に当たっては、現行においても、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過（ただし、有効期限から1年11月迄）した更新申請手続のいずれも可能であることから、改めてその旨を周知します。

(5) 新規申請等の取扱いについて

従前どおりの取り扱いとしてください。

3. <参考>国通知等の概要

(1) 自立支援医療（精神通院）通知（改正省令）の概要

①改正省令施行の日（令和2年4月30日）から令和3年2月28日までの間に支給認定の有効期間が満了する支給認定にかかる受給者が、継続して支給認定を受けようとする場合、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響により、医師の診断書等を取付することが困難な場合、当該支給認定の有効期間を1年間延長する。

②上記の対応は令和2年3月1日から改正省令施行の日の前日までに有効期間の満了した受給者にも適用する。この場合の有効期間は令和2年3月1日時点で有効であった支給認定の有効期間から1年とする。

③上記の扱いのため、「有効期間が令和2年3月以降に満了した受給者証は有効期間が

1年間延長されたものとして引き続き使用しても差し支えないこと」とする。

(2) 精神障害者保健福祉手帳通知の概要

① 手帳の更新手続について

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとする。

医師の診断書の提出を猶予した場合、障害等級は、従前の等級によるものとする。ただし、猶予期間において当該者から診断書が提出された際には、精神保健福祉センターにおいてその判定を行い、等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな等級の手帳を交付するものとする。

なお、年金証書等の写しによる申請については、従前どおりの対応とする。

② 手帳の更新の方法等について

手帳の更新申請に当たっては、現行においても、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、改めてその周知に努めること。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応にかかる国通知等については、県のホームページに掲載しておりますので、下記 URL からご覧ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw35_000000002.html

ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > 障害福祉サービス・障害者支援
> 精神保健福祉サービスについて
⇒ 「**新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた臨時的な取り扱いについて**」

※受給者向けのチラシも作成しておりますので、ご参照ください。

**兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課
いのち対策室精神障害福祉班 廣部**

TEL : 078-362-3263、FAX : 078-362-3911

兵庫県精神保健福祉センター 大西

TEL : 078-252-4980、FAX : 078- 252-4981